

平成21年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する 支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果 (滋賀県版)

厚生労働省が実施した、平成21年度における高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(いわゆる 高齢者虐待防止法。以下「法」という。)に基づく対応状況等に関する調査結果(滋賀県版)は以下のとおりであった。

なお、記載に関する留意点は次のとおりである。

- ・ 調査結果における比率(%)の表記は、各数値を小数点以下第2位で四捨五入している。
- ・ 以下の各表には、平成19年度、20年度の調査結果の数値を参考として示している。

本調査では、虐待を受けている(を受けていると思われる場合も含む)高齢者本人の年齢が65歳以上の事例のみを集計対象とする(ただし、年齢不詳であるものの65歳以上と推測された事例は集計対象とする)。

本調査における相談・通報件数は、平成21年4月1日~平成22年3月31日の期間に各市町で新たに相談または通報として受理した事例を原則として集計対象とする。

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

「養介護施設」とは

- ・ 老人福祉法に規定される老人福祉施設(地域密着型施設を含む)、有料老人ホーム
- ・ 介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・ 老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・ 介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養介護施設従事者等」とは

- ・ 「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者

(1) 相談・通報件数

平成21年度、県内の19市町で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、1件であった。(参考：H20年度の相談・通報件数は5件)

(2) 相談・通報者(表1)

相談・通報件数1件の相談・通報者は、「当該施設・事業所職員」であった。

表1 相談・通報者(複数回答)

		本人による届出	家族・親族	当該施設・事業所職員	当該施設・事業所元職員	医師	介護支援専門員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	その他	不明(匿名を含む)	合計
		H21年度	人			1						
	%			100.0								-
H20年度	人	1	1	1					1		1	5
	%	20.0	20.0	20.0					20.0		20.0	-
H19年度	人		2	1		1	1					5
	%		40.0	20.0		20.0	20.0					-

(注) %は相談・通報総数に対する割合である。

(3) 事実確認調査の状況(表2)

相談・通報件数1件については、事実確認調査が行われ、その結果虐待の事実が認められなかった。

表2 事実確認調査の状況

(件)

	H21年度	H20年度	H19年度
相談・通報総数	1	5	5
事実確認調査を行った事例	1	4	4
虐待の事実が認められた事例		2	
虐待の事実が認められなかった事例	1	2	3
虐待の事実の判断に至らなかった事例			1
事実確認調査を行っていない事例		1	1
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例			1
後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例			
都道府県へ事実確認調査を依頼			-
その他		1	

事実確認調査の対象となった1件の養介護施設・事業所内訳は次のとおりであった。

・有料老人ホーム

1件

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

(1) 相談・通報件数

平成21年度、県内の19市町で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、460件であった。(参考：H20年度の相談・通報件数は、365件)

(2) 相談・通報者(表3)

相談・通報者の内訳は、「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が260人(56.5%)と最も多く、次いで「民生委員」が44人(9.6%)、「家族・親族」が33人(7.2%)、「当該市町行政職員」および「被虐待者本人」が32人(7.0%)であった。

1件の事例に対し、複数の者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳の該当には重複して計上されるため、内訳の合計は相談・通報件数460件とは一致しない。

表3 相談・通報者(複数回答)

		介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町行政職員	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
H21年度	人	260	10	44	32	33	8	32	4	41	1	465
	%	56.5	2.2	9.6	7.0	7.2	1.7	7.0	0.9	8.9	0.2	-
H20年度	人	187	18	45	19	29		30	2	37	4	371
	%	51.2	4.9	12.3	5.2	7.9		8.2	0.5	10.1	1.1	-
H19年度	人	150	13	20	20	35	6	37	6	33		320
	%	47.6	4.1	6.3	6.3	11.1	1.9	11.7	1.9	10.5		-

(注) %は相談・通報総数460件に対する割合であるため、内訳の合計は100%にならない。

(3) 事実確認調査の状況(表4-1)

相談・通報のあった事例についての対応としては、「事実確認調査を行った事例」が461件、「事実確認調査を行っていない事例」が17件であった。

「事実確認調査を行った事例」461件のうち459件については、立入調査以外の方法により事実確認調査が行われており、その内訳は、「訪問調査により事実確認調査を行った事例」が314件、「関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例」が145件であった。また、「立入調査により事実確認調査を行った事例」が2件あり、そのうち1件は「警察が同行した事例」であった。

一方、「事実確認調査を行っていない事例」17件についての内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例」が11件、「相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例」が6件であった。

「事実確認調査の状況」の対象件数は 478 件であるが、この中には相談・通報は平成 21 年 3 月末までにあり、その事実確認の対応が平成 21 年度中に実施された事例の件数が含まれているため、(1)の相談・通報件数 460 件とは一致しない。

表 4 - 1 事実確認調査の状況

	H21年度		H20年度		H19年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
対象件数	478	100.0	381	100.0	315	100.0
事実確認調査を行った事例	461	96.4	363	95.3	303	96.2
立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	459	96.0	363	95.3	303	96.2
訪問調査により事実確認調査を行った事例	314	65.7	222	58.3	217	68.9
関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	145	30.3	141	37.0	86	27.3
立入調査により事実確認調査を行った事例	2	0.4				
(立入調査のうち)警察が同行した事例	1	0.2				
(立入調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかった事例						
事実確認調査を行っていない事例	17	3.6	18	4.7	12	3.8
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例	11	2.3	12	3.1	9	2.9
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	6	1.3	6	1.6	3	1.0
その他	-	-	-	-	-	-

(4) 事実確認調査の結果 (表 4 - 2)

「事実確認調査を行った事例」461 件のうち、事実確認調査の結果、市町が「虐待を受けたまたは受けたと思われたと判断した事例 (以下、「虐待判断事例」という。) 」の総数は、308 件であった。

一方、事実確認調査の結果、市町が「虐待でないと判断した事例」は 63 件、「虐待の判断に至らなかった事例」は 90 件であった。

表 4 - 2 事実確認調査の結果

	H21年度		H20年度		H19年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
対象件数	478	100.0	381	100.0	315	100.0
事実確認調査を行った事例	461	96.4	363	95.3	303	96.2
虐待を受けた(受けたと思われた)と判断した事例	308	64.4	260	68.2	221	70.2
虐待でないと判断した事例	63	13.2	67	17.6	45	14.9
虐待の判断にいたらなかった事例	90	18.8	36	9.4	37	16.7

以下、虐待判断事例の総数 308 件について、虐待の種別・類型、被虐待者の状況および虐待への対応策等の集計を行った。

(5) 虐待の種別・類型 (表 5)

「身体的虐待」が 183 件 (59.4%) と最も多く、次いで「心理的虐待」が 134 件 (43.5%)、「介護・世話の放棄、放任 (ネグレクト)」が 96 件 (31.2%)、「経済的虐待」が 70 件 (22.7%) であった。

1 件の事例に対し、種別・類型が複数の場合があるため、内訳の合計は虐待判断事例の総数 308 件とは一致しない。

表 5 虐待の種類・類型 (複数回答)

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
H21年度	件数	183	96	134		70	483
	%	59.4	31.2	43.5		22.7	-
H20年度	件数	159	80	96	2	48	385
	%	61.2	30.8	36.9	0.8	18.5	-
H19年度	件数	114	81	85		69	349
	%	51.6	36.7	38.5		31.2	-

(注) % は虐待判断事例の総数に対する割合であるため、内訳の合計は 100% にならない。

(6) 被虐待者の状況について

ア. 被虐待者の性別 (表 6)

性別では、「女性」が 234 人 (75.7%)、「男性」が 75 人 (24.3%) と、「女性」が被虐待者の 4 分の 3 を占めていた。

表 6 被虐待者の性別

		男	女	不明	合計
H21年度	人	75	234		309
	%	24.3	75.7		100.0
H20年度	人	54	206		260
	%	20.8	79.2		100.0
H19年度	人	46	175		221
	%	20.8	79.2		100.0

1 件の事例に対し、被虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例の総数 308 件に対し被虐待者の総数は、309 人であった。

イ. 被虐待者の年齢階層 (表 7)

年齢階層別では、「80~84 歳」が 82 人 (26.5%) と最も多く、次いで「75~79 歳」が 62 人 (20.1%)、「85~89 歳」が 60 人 (19.4%)、であった。「90 歳以上」は 40 人 (12.9%) であり、これら 4 つの年齢階層を合わせると 244 人 (79.0%) であり、被虐待者の約 8 割が 75 歳以上であった。

表7 被虐待者の年齢階層

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
H21年度	人	20	43	62	82	60	40	2	309
	%	6.5	13.9	20.1	26.5	19.4	12.9	0.6	100.0
H20年度	人	30	38	46	66	52	24	4	260
	%	11.5	14.6	17.7	25.4	20.0	9.2	1.5	100.0
H19年度	人	9	17	49	50	57	38	1	221
	%	4.1	7.7	22.2	22.6	25.8	17.2	0.5	100.0

ウ. 被虐待者の介護保険申請状況（表8）

「認定済み」が256人（82.8％）であり、全体の約8割が介護保険の認定を受けていた。また、「未申請」は、47人（15.2％）であった。

表8 被虐待者の介護保険申請状況

	H21年度		H20年度		H19年度	
	人	%	人	%	人	%
未申請	47	15.2	52	20.0	42	19.0
申請中	3	1.0	1	0.4	3	1.4
認定済み	256	82.8	203	78.1	172	77.8
認定非該当(自立)	3	1.0	4	1.5	4	1.8
不明						
合計	309	100.0	260	100.0	221	100.0

エ. 介護保険認定済みの者の要支援・要介護状態区分（表9）

上記のウ. 被虐待者の介護保険申請状況（表8）中において、「認定済み」であった者256人を対象とした「要支援・要介護状態区分」では、「要支援1～要介護3」が198人（77.3％）であり、要介護3以下の者が8割近くであった。

表9 要支援・要介護状態区分

	H21年度		H20年度		H19年度	
	人	%	人	%	人	%
要支援1	14	5.5	12	5.9	8	4.7
要支援2	14	5.5	11	5.4	9	5.2
要介護1	59	23.0	43	21.2	27	15.7
要介護2	47	18.4	39	19.2	33	19.2
要介護3	64	25.0	56	27.6	47	27.3
(要支援1～要介護3)	(198)	(77.3)	(161)	(79.3)	(124)	(72.1)
要介護4	39	15.2	28	13.8	30	17.4
要介護5	19	7.4	14	6.9	18	10.5
不明						
合計	256	100.0	203	100.0	172	100.0

オ. 介護保険認定済みの者の認知症日常生活自立度（表10）

上記のエと同様に介護保険が「認定済み」であった者256人を対象とした「認知症日常生活自立度」は、「自立度 以上」が186人（72.7％）であり、7割以上が認知症を考慮した対応が必要な状態であった。

表10 認知症日常生活自立度

	H21年度		H20年度		H19年度	
	人	%	人	%	人	%
自立または認知症なし	33	12.9	24	11.8	17	9.9
自立度	37	14.5	25	12.3	15	8.7
自立度	73	28.5	71	35.0	61	35.5
自立度	89	34.8	62	30.5	54	31.4
自立度	17	6.6	9	4.4	14	8.1
自立度M	7	2.7	3	1.5	2	1.2
認知症あるが自立度不明			5	2.5	5	2.9
自立度 以上(再掲)	(186)	(72.7)	(150)	(73.9)	(136)	(79.1)
認知症の有無が不明			4	2.0	4	2.3
合計	256	100.0	203	100.0	172	100.0

(注)「認知症あるが自立度不明」には、一部「自立度」が含まれている可能性がある。

カ. 虐待者との同居・別居(表11)

「虐待者との同居」が278件(90.3%)であり、9割が虐待者との同居している状態であった。

表11 虐待者との同居・別居

	H21年度		H20年度		H19年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
虐待者との同居	278	90.3	237	91.2	201	91.0
虐待者との別居	22	7.1	23	8.8	16	7.2
その他	8	2.6			4	1.8
不明						
合計	308	100.0	260	100.0	221	100.0

キ. 世帯構成(表12)

「既婚の子と同一世帯」が141件(45.8%)と最も多く、次いで「未婚の子と同一世帯」が82件(26.6%)であり、両者を合わせると223件(72.4%)と、7割以上が「子との同居」であった。

表12 世帯構成

	H21年度		H20年度		H19年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
単身世帯	16	5.2	19	7.3	12	5.4
夫婦二人世帯	38	12.3	34	13.1	15	6.8
未婚の子と同一世帯	82	26.6	70	26.9	60	27.1
既婚の子と同一世帯	141	45.8	115	44.2	101	45.7
その他	31	10.1	22	8.5	33	14.9
不明						
合計	308	100.0	260	100.0	221	100.0

ク. 被虐待者から見た虐待者の続柄（表 13）

被虐待者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 151 人（43.4%）と最も多く、次いで「息子の配偶者（嫁）」が 50 人（14.4%）、「夫」が 45 人（12.9%）、「娘」が 41 人（11.8%）の順であった。

1 件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例の総数 308 件に対し、虐待者の総数は 348 人であった。

表 13 被虐待者から見た虐待者の続柄（複数回答）

		夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
H21年度	人	45	20	151	41	50	9	6	10	16		348
	%	12.9	5.7	43.4	11.8	14.4	2.6	1.7	2.9	4.6		100.0
H20年度	人	42	13	110	29	43	10	4	16	13	1	281
	%	14.9	4.6	39.1	10.3	15.3	3.6	1.4	5.7	4.6	0.4	100.0
H19年度	人	21	8	107	33	49	5	3	4	11		241
	%	8.7	3.3	44.4	13.7	20.3	2.1	1.2	1.7	4.6		100.0

(7) 虐待への対応策について

ア. 分離の有無（表 14）

虐待への対応策としての分離の有無については、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が 79 件（24.7%）と、2 割以上の事例で分離が行われていた。

一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は、222 件（69.4%）であった。

「分離の有無」における合計件数の 320 件には、事実確認調査までは平成 20 年度末までに行われ、その対応策の実施が平成 21 年度に入ってから行われた事例が含まれていることから、平成 21 年度の虐待判断事例の総数 308 件とは一致しない。

表 14 分離の有無

	H21年度		H20年度		H19年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例	79	24.7	53	19.9	57	25.7
被虐待者と虐待者を分離していない事例	222	69.4	207	77.8	140	63.1
被虐待者が複数で異なる対応(分離と非分離)を行った事例						
現在対応について検討・調整中の事例	4	1.3	4	1.5	12	5.4
その他	15	4.7	2	0.8	13	5.9
合計	320	-	266	-	222	-

イ. 分離を行った事例の対応（表 15）

分離を行った事例における対応としては、「契約による介護保険サービスの利用」が 30 件（38.0%）と最も多く、次いで「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が 20 件（25.3%）、「医療機関への一時入院」15 件（19.0%）、「緊急一時保護」3 件（3.8%）の順であった。なお、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」を行った 20 件のうち、面会の制限を行った事例は 6 件、「緊急一時保護」3 件のうち、面会の制限を行った事例は 1 件であった。

表15 分離を行った事例の対応

	H21年度		H20年度		H19年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
契約による介護保険サービスの利用	30	38.0	21	39.6	25	43.9
（上記のうち）面会の制限を行った事例		-		-		-
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	20	25.3	18	34.0	18	31.6
（上記のうち）面会の制限を行った事例	6	-	1	-	4	-
緊急一時保護	3	3.8	8	15.1	7	12.3
（上記のうち）面会の制限を行った事例	1	-		-		-
医療機関への一時入院	15	19.0	4	7.5	5	8.8
（上記のうち）面会の制限を行った事例		-		-		-
その他	11	13.9	2	3.8	2	3.5
（上記のうち）面会の制限を行った事例		-		-		-
合 計	79	-	53	-	57	-

(注) %は分離を行った事例の総数 79件に対する割合である。

ウ. 分離していない事例の対応（表16）

分離していない事例の対応では、「養護者に対する助言・指導」が114件（51.4%）と最も多く、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が71件（32.0%）、「被虐待者が新たに介護保険サービスを利用」が32件（14.4%）であった。

表16 分離を行っていない事例の対応(複数回答)

	H21年度		H20年度		H19年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
養護者に対する助言・指導	114	51.4	95	45.9	75	53.6
養護者が介護負担軽減のための事業に参加			7	3.4	4	2.9
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	32	14.4	25	12.1	22	15.7
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	71	32.0	75	36.2	46	32.9
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	15	6.8	17	8.2	13	9.3
その他	58	26.1	28	13.5	23	16.4
見守りのみ	31	14.0	25	12.1	14	10.0

(注1) %は分離を行っていない事例の総数 222件に対する割合である。

(注2) 「見守りのみ」には、他の対応と重複がない事例のみ計上。

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応では、成年後見制度の「利用開始済み」が6件、「利用手続き中」が3件であり、これらの合計9件のうち「市町長申立の事例」は2件であった。

また、「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」の利用は14件であった。

3. 市町における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成 21 年度末現在の状況を調査した結果は、次のとおりであった。（表 17）

「地域包括支援センター等の関係者への研修」および「虐待を行った養護者に対する相談、指導、助言」が 17 市町（89.5%）、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」および「必要な福祉、保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」が 16 市町（84.2%）、「居宅介護サービス事業者への法について周知」が 15 市町（78.9%）、「独自の高齢者虐待対応のマニュアル等の作成」および「成年後見制度の市町長申立の体制強化」が 14 市町（73.7%）であり、これらは実施率が比較的高かった。

一方、「早期発見・見守りネットワークの構築への取組」は 9 市町（47.4%）、「保健医療福祉サービス介入ネットワークの構築への取組」は 10 市町（52.6%）、「関係専門機関介入支援ネットワークの構築への取組」は 9 市町（47.4%）、「法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議」は 5 市町（26.3%）、「介護保険施設に法について周知」は 9 市町（47.4%）であり、地域における関係機関等との連携や調整が必要となるものについては実施率が低かった。

表17 市町における体制整備等の実施状況

	H21年度末現在 (19市町)		H20年度末現在 (26市町)		H19年度末現在 (26市町)	
	実施市町数	%	実施市町数	%	実施市町数	%
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (当該年度中の実施状況)	16	84.2	26	100.0		
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応 フロー図等の作成	14	73.7	18	69.2	12	46.2
地域包括支援センター等の関係者へ高齢者虐待に 関する研修	17	89.5	23	88.5	17	65.4
高齢者虐待について、講演会や市町広報紙等による 住民への啓発活動	12	63.2	17	65.4	18	69.2
居宅介護サービス事業者に法について周知	15	78.9	19	73.1	16	61.5
介護保険施設に法について周知	9	47.4	9	34.6	7	26.9
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期 発見・見守りネットワーク」の構築への取組	9	47.4	12	46.2	11	42.3
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉 サービス介入ネットワーク」の構築への取組	10	52.6	10	38.5	5	19.2
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係 専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	9	47.4	9	34.6	7	26.9
成年後見制度の市町長申立が円滑にできるように役 所内の体制強化	14	73.7	18	69.2	17	65.4
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警 察署担当者との協議	5	26.3	10	38.5	9	34.6
老人福祉法の規定による措置を執るために必要な居 室確保のための関係機関との調整	12	63.2	11	42.3	10	38.5
虐待を行った養護者に対する相談、指導、助言	17	89.5				
必要な福祉、保健医療サービスを利用していない高齢 者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や 相談等	16	84.2				